

【1997年5月6日】医療保険制度改革協議会「修正合意」についての談話

日本労働組合総連合会

1997年5月6日

医療保険制度改革協議会「修正合意」についての談話

日本労働組合総連合会  
事務局長 鷲尾 悦也

- 1 自民、社民、さきがけの与党3党は、本日、「健康保険法等の一部改正案」の取り扱いについて、薬剤一部負担は種類数に応じた定額負担とする、政管健保の保険料率は8.5%の引き上げとする、「改正案」の施行期日は1997年9月1日とする。施行期日までに医療制度改革プログラムをとりまとめるよう努める、などの内容で修正することで合意した。
- 2 連合は、医療費膨張の誘因である出来高払い方式の診療報酬体系、薬価差益と高価新薬シフトをもたらす公定薬価制度、拠出金を中心とする高齢者の医療費負担方式などの現行制度を抜本的に改めることが、今次医療制度改革の課題であると強く主張してきた。今回、与党3党が、負担増の実施に先だって制度改革のプログラムをとりまとめることで合意したことは、改革実現に向けた第一歩として評価する。実施時期までに万難を排して改革プログラムを確立するよう強く要請する。
- 3 高齢社会に対応する医療費負担のあり方は、制度改革に基づく費用見直しによって検討すべき課題である。今回合意された負担増は、現行制度の枠内での費用膨張に対する緊急避難策にすぎず、抜本改革のなかで当然見直されなければならない。
- 4 抜本改革に向けた本格論議はこれからである。その議論は国民的選択を問う、透明で開かれたものでなければならない。連合は、医療機関の機能分担と連携の制度化、定額・包括払いを中心とした支払い方式への転換と公定薬価制度の廃止、「退職者健康保険」の創設などを引き続き要求し、この議論に全面的に加わっていく。
- 5 「健康保険法等の一部改正案」の国会審議は衆議院段階で山場を迎えた。連合は、与野党が上の観点に立った論議と合意を図っていくことを改めて要請するとともに、改革へ向けた自らの取り組みを推進する。